

出席停止について

学校は集団生活の場であるため、学校において伝染病が発生すると、集団的に感染、発症する危険性が高くなります。学校長は、本人の休養のためと他の生徒への感染防止のため、罹患者に対して出席を停止させることができます。

【出席停止の対象となる病気及び出席停止期間の基準】

	対象疾患	出席停止の期間
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、急性灰白髄炎、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、鳥インフルエンザ(H5N1)	治癒するまで。
	中東呼吸器症候群、鳥インフルエンザ（H7N9） 平成27年1月21日より追加	
第二種	インフルエンザ（鳥インフルエンザ(H5N1)を除く）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児は3日）を経過するまで。
	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医等において感染の恐れがないと認めるまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで。
	流行性耳下腺炎（おたふく）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫張が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。
	風しん（三日ばしか）	発疹が消失するまで。
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで。
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状の消退後2日を経過するまで。
結核	医師が感染のおそれがないと認めるまで。	
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 その他の感染症	病状により医師が感染のおそれがないと認めるまで。

* 「第三種その他の感染症」のうち出席停止の措置が必要と考えられる感染症の例
溶連菌感染症、ウィルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症

◎ 「完治届」について

上表の第二種および第三種その他の感染症（**太字部分**）が治癒して登校する際には、保護者が記入した「完治届」を持参し、担任へ提出してください。（完治した日、保護者名、医療機関名を記入し、押印）

◎ 「証明書（意見書）」について

上表の第一種および第三種その他の伝染病以外の疾患は、医療機関による「証明書（意見書）」の提出が必要です。治療した医療機関が記入した「証明書（意見書）」を、治癒して登校する際に担任へ提出してください。